

# 動物実験を開始するには



動物実験に関連する法律や基準、指針、通達等については「[関連法規](#)」に掲載し、要点等は講習会等でお知らせしています。それらが目指している理念を理解し、適正に動物実験を行ってください。

## 1. 教育訓練の受講が必要です。

- ① 動物実験等教育訓練(必須)
- ② 「遺伝子組換え実験」「病原体等の取扱い」に関する合同教育訓練(該当者)
- ③ エックス線照射装置等使用講習会(該当者)

窓口: 総務課企画係(3203)

 2.~3.に該当されない場合は4.へお進みください。

## 2. 「遺伝子組換え実験計画書」の審査を受け、承認番号を取得してください。

手続きは [Web 申請\(学内専用\)](#) より行います。 [https://afassv01.med.osaka-u.ac.jp/anifas/start\\_gene.aspx](https://afassv01.med.osaka-u.ac.jp/anifas/start_gene.aspx)

窓口: 総務課企画係(3201)

## 3. 「BSL2 病原体等(特定病原体以外)取扱い申請書」の審査を受け、承認番号を取得してください。

手続きは [Web 申請\(学内専用\)](#) より行います。

[https://afassv01.med.osaka-u.ac.jp/anifas/start\\_gene.aspx](https://afassv01.med.osaka-u.ac.jp/anifas/start_gene.aspx)

窓口: 総務課企画係(3201)

※2~3に関する手続き方法、Web 申請マニュアルのご参照先 → <http://jpp1.jp/HANBoard/login.aspx?KD=1>

## 4. 「動物実験計画書」の審査を受け、承認番号を取得してください。

手続きは [Web 申請\(学内専用\)](#) より行います。 <https://afassv01.med.osaka-u.ac.jp/anifas/start.aspx>

※動物実験施設 HP の Web 申請マニュアルをご参照ください。

※遺伝子組換え実験の場合、「遺伝子組換え実験計画書」承認番号の入力が必要となります。

※病原体を使用される場合、感染実験に微生物名等の入力が必要となります。

窓口: 総務課企画係(3201)

上記 2.~4.の手続き完了後、5.へお進みください。



## 5. 「動物実験施設利用申込書」の審査を受け、承認を得てください。

窓口: 動物実験施設(3101)/中大動物実験施設(8212)

手続きは [Web 申請\(学内専用\)](#) より行います。 <https://afassv01.med.osaka-u.ac.jp/anifas/start.aspx>

※動物実験施設 HP の Web 申請マニュアルをご参照ください。

## 6. 「飼育室レクチャー」を受講してください。

窓口: 動物実験施設(3101)/中大動物実験施設(8212)

飼育室レクチャー(約1時間)は、飼育室毎にスケジュールが異なりますので施設までお問合せください。

# 利用開始までの流れ

## 教育訓練の受講

### 教育訓練

動物実験委員会

※更新月は複数回

その他 2ヶ月に1回

## 該当される場合

### 遺伝子組換え実験計画書

遺伝子組換え実験安全委員会

※奇数月

### 病原体等取扱い申請書

病原体等安全管理委員会

※随時



## 実験計画の立案

### 動物実験計画書

動物実験委員会

※週1回



### 動物実験施設利用申込書

動物実験施設

※新規申請/1週間 変更申請/随時



### 飼育室レクチャー

動物実験施設

※火～金曜日



## 実験開始

担当窓口

総務課企画係

動物実験施設  
中大動物実験施設

※審査/開催頻度